

○東京藝術大学未来創造継承センター規則

改正	令和4年5月9日 制	令和4年12月15日 定
	令和5年3月23日 令和5年4月18日	令和5年10月26日

(設置)

第1条 この規則は、東京藝術大学学則第22条の規定に基づき、東京藝術大学未来創造継承センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、芸術資源の保存、活用及び継承並びにそれらを通じた新たな表現・概念の開拓に係る調査・研究を行うとともに、全国の大学の教員その他の者の共同利用に供することを目的とする。

(業務)

第2条の2 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 持続的な創造と継承を支えるクリエイティブなアーカイブの構築・活用に関する事項
- (2) 前号に係る学内外における共創体制の構築に関する事項（共同利用・共同研究に関する事項を含む。）
- (3) アーカイブおよび保存・継承に係る人材育成に関する事項
- (4) 本学の歴史および芸術文化の通史に関する資料及び史料の収集、整理、保管、公開、活用及び研究に関する事項
- (5) その他、センターの目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 教授、准教授又は講師
- (3) その他必要な職員

(設置)

第3条の2 センターに、次の各号に掲げる室を置く。

- (1) 小泉文夫記念資料室
- (2) 大学史史料室

2 各室の業務、構成及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(センター長)

第4条 センターにセンター長を置く。

2 センター長は、センターの業務を総括する。

3 センター長の資格、選考及び任期については、別に定める。

(運営委員会)

第5条 センターに、センターの管理運営に関する次の重要事項を審議するため、委員会を置く。

- (1) センターの教育研究計画に関する事項
 - (2) センター職員の人事に関する事項
 - (3) その他センターの運営に関する重要事項
- 2 運営委員会に議長を置き、センター長をもって充てる。
- 3 運営委員会は、議長及び次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。
- (1) センター専任教員
 - (2) 各学部・研究科教授会構成員から選出された教員 若干名
 - (3) その他センター長が必要と認めた者
- 4 前項第2号から第3号の委員は、学長が任命する。
- 5 第3項第2号から第3号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

- 第5条の2 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、可決することができない。
- 2 委員会の可決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（共同利用・共同研究運営委員会）

- 第6条 センターに、センターの共同利用・共同研究の実施に関する運営の方法その他の必要な事項について審議するため、共同利用・共同研究運営委員会を置く。
- 2 共同利用・共同研究運営委員会の構成及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

（庶務）

- 第7条 センターの庶務は、事務局各課の協力を得て、企画総務課において処理する。

（雑則）

- 第8条 この要項に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年5月9日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 東京藝術大学芸術資源保存修復研究センター要項は、廃止する。

附 則

この規則は、令和4年9月15日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年12月15日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年5月1日から施行する。